

栄養教諭免許状取得

(栄 E) 管理栄養士免許状所持者が栄養教諭一種免許状への上進。

(教育職員免許法別表 6 の 2 備考の規定の適用を受ける場合)

【根拠規定】教育職員免許法別表 6 の 2 備考

- ※ 1 一種免許状を受けようとする者が、栄養士法第 2 条第 3 項の規定により管理栄養士の免許を受けている場合は、3 年の在職年数に満たない在職期間（1 年未満の期間を含む）があるときも、3 年の在職年数を満たすものとみなし、大学において修得することを必要とする最低単位数「40」を「8」と読み替えるものとする。

最低在職年数	※1	
最低修得単位数	8	
管理栄養士学校指定規則別表第 1 に掲げる教育内容にかかる科目		
栄養に係る教育に関する科目 [免許法施行規則附則第 10 条の表備考第 1 号]	2	
栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		
幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	1 以上	
食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項		
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	6	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1 以上
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	1 以上
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	
	生徒指導の理論及び方法	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	